

特殊支配同族会社のシミュレーション

特殊支配同族会社（*注）に該当する場合、業務主宰役員（通常は社長が該当します。以下社長であるとして説明します）の給与所得控除額相当額が損金不算入として、法人所得に加算されることになりました。社長の年収が1,000万円としますと、給与所得控除額は220万円ですので、この金額に対し法人税、住民税、事業税が余分にかかってきます。実効税率を34%程度とみますと、75万円程度税が増えることとなります。

このことを契機に、これから事業を起こそうという人、現在、個人で事業をおこなっている人にとって、必ずしも法人にすることが有利とは限らないのではないかとの疑念が生じました。今回は、一定の条件下でシミュレーションした結果をQ&A方式でお答えします。

Q 1 この損金不算入の規定は、特殊支配同族会社に該当すれば、常に適用されるのでしょうか。

A 1 この損金不算入の規定は、特殊支配同族会社に該当しても、前3年間(基準期間といいます)の社長の給料控除前の法人所得金額の平均額が年800万円以下であれば適用されないことになっていますし、年800万円超であったとしても、年3000万円以下であり、かつ基準期間の社長の給料の平均値がその2分の1以下であれば適用されないこととなっています。

また新設法人のように基準期間がない場合は、当該事業年度の所得金額で上記要件を適用することとなっています。

Q 2 この損金不算入の規定に該当する場合、法人と個人事業主とでは、税務上どちらが有利となるのでしょうか。

A 2 法人が有利か個人事業主が有利かは、社長の給料控除前の法人所得金額と社長の給料の金額によって変化します。私どものシミュレーションの結果では次のようになりました。

社長の給料控除前の法人所得金額	社長の給料の金額
年800万円以下	幾らの金額であっても常に個人事業主が有利
年800万円ほど	年800万円以上であれば法人が有利
年2,000万円ほど	年500万円以上であれば法人が有利
年2,400万円ほど	年300万円以上であれば法人が有利
年2,700万円以上	幾らの金額を設定しても常に法人が有利

Q 3 A 1によりますと、年800万円以下では損金不算入の規定が適用されないはずですが、A 2では、年800万円以下であれば、個人事業主が常に有利と書かれています。矛盾していませんか。

A 3 損金不算入の規定が適用されるかどうかは、基準期間の平均金額によります。ですから、基準期間の平均金額が年800万円超であれば、当該事業年度の金額が年800万円以下であっても損金不算入の規定が働きます。上記事例は損金不算入の規定が働いた場合のものです。

Q 4 A 1によりますと、法人の所得が大きければ大きいほど、社長の給料が低くても個人事業主

より法人が有利となっていくと理解してよいのでしょうか。また、社長の給料を年 800 万円以上とすれば、常に法人が税務上有利であるということですか。

A 4 損金不算入の規定を適用された場合は、私どものシミュレーションではそのようになります。

Q 5 社長の給料控除前の法人所得金額が年 3,000 万円以下であり、社長の給料がその 2 分の 1 以下であれば、この損金不算入の規定が適用されないとありますから、そのように社長の給料を設定すればよいのでしょうか。

A 5 経営は常に不確定要素を多く含むものであり、基準期間の社長の給料の平均値を社長の給料控除前法人所得金額の平均値の 2 分の 1 以下に常に設定しえると考えるのは、少し現実的ではないでしょう。ただ A 2 によれば、所得金額が大きくなればなるほど、それに対して社長の給料の設定しえる幅が広がりますから、節税の範囲内で給料を低く抑えていけば、結果として 2 分の 1 以下になる可能性は高くなります。

Q 6 新規に法人なりをした場合のモデルケースを説明してください。

A 6 事業が少しずつ順調に伸びていき、社長の給料控除前の所得金額が 3 年目でやっと年 800 万円になったとします。この 3 年間は基準期間がありませんので、当該事業年度の数値により判定しますから、年 800 万円以下であることより、この損金不算入の規定は適用されません。4 年目以降は、さらに順調に事業が伸び、年 800 万円を超えることとなったとします。今度は基準期間の平均値は年 800 万円以下ですので、損金不算入の規定は適用されません。5 年目以降も同様になるかもしれません。よって 6 年目からこの損金不算入の規定が適用されることとなります。

Q 7 Q 6 の場合、将来を見越して、基準期間の社長の給料がその控除前法人所得金額の 2 分の 1 以下になるよう、給料を低く抑えた方がよいのでしょうか。

A 7 あまりに給料を所得に対して低く抑えると損金不算入の規定が働かなくても、個人事業主より不利になることがありますし、思いがけず経営努力により年 800 万円を超えることとなった場合は、大きな税金負担に驚くこととなるでしょう。所得金額の小さいうちから、あまり 2 分の 1 に囚われることは、なかなか困難であり、リスクも大きいのでお勧めしません。

Q 8 社長の給料控除前の法人所得金額が年 2,000 万円ほどある既存法人です。社長の給料をその金額の 2 分の 1 にするべく、社長の給料を大幅に下げた方がよいのでしょうか。

A 8 既存法人の場合、基準期間はすでに過年度ですから、これから給料を下げても、一般的には今後 3 年間は損金不算入の規定から逃れることはできません。個人事業主よりは節税の範囲内であっても、給料が低ければ低いほど節税効果は小さくなりますから、今後 3 年間ほどの節税効果を捨てて、その先の節税効果を求めるかどうかは、各自の判断によります。

Q 9 個人事業主は国民健康保険と国民年金です。法人の社長は厚生年金と健康保険で、社長の給料によりその負担額が増減します。上記結論は社会保険料の負担も考えたものでしょうか、も

し考慮されていないとしたら、社会保険料の負担も考えた場合はどのようになるのでしょうか。

A 9 社会保険料は負担もありますが、それに対する給付もあります。ですから一概にその負担額のみをもって、どちらが有利とは言えないので、社会保険料の負担を考慮しないでシミュレーションしています。しかしながら、最近では社会保険料の負担も無視できない事態となっていますから、社会保険料の負担も考慮してシミュレーションした結果も以下に申し上げます。

下記の表の通りとなります。

社長の給料と社長の会社負担分の社会保険料控除前の法人所得金額	社長の給料と社長の会社負担分の社会保険料の合計額
年 1,600 万円以下	幾らの金額であっても、常に個人事業主が有利
年 1,700 万円ほど	年 1,000 万円以上であれば法人が有利
年 2,000 万円ほど	年 900 万円以上であれば法人が有利
年 2,200 万円ほど	年 700 万円以上であれば法人が有利
年 2,400 万円以上	幾らの金額であっても、常に法人が有利

Q10 損金不算入の規定が働かない場合は、「社長の給料と社長の会社負担分の社会保険料控除前の法人所得金額」が幾らであれば、法人なりが有利なのでしょうか。

A10 もともと、この損金不算入の規定が働かなくても、「社長の給料と社長の会社負担分の社会保険料控除前の法人所得金額」が年 1,200 万円以上でないと法人なりは有利となりません。

しかし、法人なりした初年度から年 1,200 万円以上あると、この損金不算入の規定が初年度から適用されることとなります。よって社会保険料を考慮した場合、年 1,700 万円以上が法人なりをするかどうかの目安となります。

以上、これは、制度をよく理解できるようにするため、一定の条件化でシミュレーションした結果を説明したものです。個別ケースでは違う結果となりますので、個々の事例につきましては専門家に相談してください。

また法人なりは節税等だけを目的に行うものではなく、社会的信用等をも考慮して決定するものです。様々な見地から判断してください。

*会社が特殊支配同族会社に該当するか否かについては 経済月報 2006 年 9 月号 No. 625 号をご覧ください。